

【提案項目】

災害等の発生時における捜索、救助及び情報収集体制を確保するため、警察用航空機の増機の措置を講じること。

【提案理由等】

本県の警察用航空機は5機体制（中型機3機（うち県政用務機1機）、小型機2機）であったが、神奈川県から委託を受けて県警察が運用していた県政用務機については、県による保有、管理等の見直しがなされ、平成23年7月に廃止されたため4機体制（中型機2機、小型機2機）となった。

警察用航空機は、通常のパトロール活動のみならず、東日本大震災における津波被害や交通網の寸断等により地上の移動手段が確保できない場合の情報収集、捜索、救助活動に大きな実績を示したほか、県内の山岳遭難、水難救助活動等においても必要不可欠の装備である。

県政用務機が廃止されたことにより、救助活動への対応能力が高い中型機が2機体制となったことから、航空機ごとに実施する法定点検（点検の種類により、一機あたり約40日ないし約120日を要する。）の実施時期が重複する場合には、相当期間にわたって中型機の運用ができず、情報収集、捜索、救助活動の出動要請に対応できない状況が生じている。

今後、南海トラフ巨大地震、東海地震等の発生の切迫が指摘されるところ、県民の安全を確保するため、中型機の体制が減少し、捜索、救助及び情報収集体制が弱体化した現状は極めて憂慮すべき事態であることから、県政用務機に代わる警察用航空機（中型機）の増機が必要である。